

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(就労)</p> <p>第179条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第180条 <u>指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対して、省令に規定する<u>額の工賃</u>を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(就労)</p> <p>第179条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第180条 <u>指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者に対して、省令に規定するところにより、賃金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 指定就労継続支援A型事業者は、前項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対して、省令に規定する<u>ところにより、工賃</u>を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。